

令和元年度 第2回豊山町都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 令和2年2月12日(水) 午前10時～午前10時50分
 2 開催場所 豊山町役場 2階 会議室1
 3 出席者

【委員】	学識経験者(会長)		青山克己
	学識経験者		小坂芳則
	学識経験者		柴田恵子
	学識経験者		坪井玲子
	町議会議員		岩村みゆき
	町議会議員		岡島政信
	町議会議員		水野晃
	町議会議員		坪井孝仁
	愛知県尾張県民事務所	事務所長	原晃一
	西枇杷島警察署	交通課規制係長	藪内大輔
【事務局】	豊山町長		服部正樹
	産業建設部	部長	佐藤正司
	産業建設部	参事	加藤睦
	産業・都市政策課	課長	高桑悟
	建設課	課長	早川憲二
		下水道係 係長	加藤義紀
	産業・都市政策課	都市政策係 係長	菊地智行
		都市政策係 主事	古市祐也
	玉野総合コンサルタント(株)		高木浩二

4 議 案

諮問第1号 豊山町都市計画マスタープランの策定について

5 会議資料

令和元年度第2回豊山町都市計画審議会議案

参考資料No.1 下水道事業について

参考資料No.2 豊山町空家等対策計画（案）概要版

参考資料No.3 豊山町空家等対策計画（案）

6 開 会

【司会（都市政策係長）】

会議に先立ちまして、西枇杷島警察署長の中神一明委員の代理としまして、同じく西枇杷島警察署交通課規制係の藪内大輔様にご出席いただいております。また、秋田勇人委員から、所用のため欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

続きまして、本日の会議の成立についてでございます。

本日は審議会委員の2分の1以上の委員の皆様方にご出席をいただいておりますので、豊山町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により会議は成立しておりますことをご報告いたします。

7 挨拶

【会 長】

本日は、当審議会にご出席頂きましてありがとうございます。

日頃より皆様には、豊山町の都市計画行政につきましてご協力を頂き、ま

た、当審議会の運営につきましても何かとご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

本日の議案でございますが、豊山町都市計画マスタープランの策定について、町より諮問されておりますのでお諮りするものであります。

よろしくお願い致します。

【町 長】

日頃より皆様には、本町の都市計画行政につきまして格別のご支援ご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本日の議案といたしまして、豊山町都市計画マスタープランの策定について、審議会に諮問させていただいております。

よろしくご審議の程お願い致します。

8 議 事

【会 長】

諮問第1号「豊山町都市計画マスタープランの策定について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局（産業・都市政策課長）】

はじめに、これまでの策定経過についてご報告します。議案についております都市計画マスタープラン（案）の184ページをご覧ください。都市計画マスタープランの策定には、策定委員会、ワークショップ形式のまちづくり懇談会、都市計画審議会という会議を経ております。

策定委員会は、平成31年1月17日から令和元年1月29日まで5回開催し、都市計画マスタープラン（案）の策定までをお願いしました。

まちづくり懇談会は、策定委員会と並行して令和元年5月22日から令和

元年8月21日まで、計4回開催し、地域別構想の素案となる内容のとりまとめをお願いしました。

マスタープランの素案の段階で、小学校区ごとの町民説明会を行いました。そして、令和元年11月6日から20日までの2週間パブリックコメントを行いました。

昨年12月4日開催の第1回都市計画審議会に、都市計画マスタープラン（素案）を報告させていただきました。その後、パブリックコメント、都市計画審議会のご意見を踏まえて、事務局で検討を加え、文章について加筆訂正をしました。

先月29日に開催しました第5回都市計画マスタープラン策定委員会において、最終案として取りまとめを行い、本日、2月12日、第2回都市計画審議会において、議案書としてお示ししております。

それでは、議案「都市計画マスタープランの策定について」ご説明します。前回からの内容的に大きな変更はございませんので、前回審議会からの変更点についての説明とさせていただきます。

前回の案からの変更は、2点ございます。

1点目は、構想編29ページの（8）環境共生の方針の2つ目の【環境共生の方針】の1行目冒頭の書き出し部分です。変更前は、「二酸化炭素の発生」と書き出しておりましたが、より正確性を記し、「温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生」と変更しました。これに併せて地域別構想の関連部分も同様に変更しています。

2点目は、計画書の章立てを、前回は「はじめに、目次、構想編」の順としておりましたが、「目次、序編（はじめに）、構想編」の順に変更しました。

以上で諮問第1号「豊山町都市計画マスタープランの策定について」の説

明を終わります。

【会 長】

説明が終わりました。何かご質問、またはご意見はありますか。

【委 員】

(質疑なし)

【会 長】

特に質問も無いようですので、諮問第1号「豊山町都市計画マスタープランの策定について」ご異議がないものと認めまして、答申してよろしいでしょうか。

【委員多数】

異議なし。

【会 長】

ありがとうございます。つきましては、答申書の案として、僭越ではございますが、私のほうで腹案を作成してございます。事務局から配布させますので、内容について、ご確認ください。

(事務局、答申案を各委員に配付)

【会 長】

それでは、読み上げさせていただきます。

(会長、答申案を朗読)

答申案について、ご意見やご質問はございますでしょうか。

【委 員】

(質疑なし)

【会 長】

それでは、諮問第1号「豊山町都市計画マスタープランの策定について」、

この内容で豊山町長へ答申させていただきます。

(会長、町長へ答申書を手交)

9 その他

【会 長】

続きまして、次第の4「その他」に入ります。事務局より説明をお願いします。

【事務局（下水道係長）】

(参考資料No.1に基づき、下水道事業について報告)

【事務局（産業・都市政策課長）】

(参考資料No.2に基づき、豊山町空家等対策計画(案)について説明。また、当該計画に基づき次年度設置予定である豊山町空家等対策協議会の委員を、豊山町都市計画審議会委員に担っていただきたい旨依頼)

【会 長】

説明が終わりました。何かご質問がありましたら、お受けします。

【坪井(孝)委員】

空き家対策について質問します。「その他空き家」には「き」が付いているが、付いていないものもある。どのような扱い方をしているのでしょうか。

もう1点、空き家に対する税率について、解体した場合にはどう変わっていくのでしょうか。

【事務局（都市政策係長）】

1点めにつきましては、この計画(案)の根拠法律であります空家等対策特措法において、空家は「き」がない形で定義付けがされております。したがって、基本的には「き」を抜いて表記させていただいております。た

だ、説明資料にある「その他空き家」については、総務省が実施している「住宅・土地統計調査」における調査項目から抜粋しておりますので、表記を変えずそのまま「き」を付けさせていただいております。

税率の件につきましては、法律に基づき豊山町が空家を特定空家等と認定した場合には、住宅用地の特例が外れるため、土地の固定資産税が上がることとなります。

【坪井（孝）委員】

人が住んでいる場合、住んでいない場合で税金に違いはあるのでしょうか。

また資料には、所有者による空家等の解体を促進するとありますが、解体しない方の理由には、税金が上がるという理由もあると思います。そのことに関する負担の軽減措置などは考えているのでしょうか。

【事務局（都市政策係長）】

住宅の居住状況によって税額が変わるということはありません。

税金が上がるという理由により空家を解体しないという方は、アンケート結果を見ても確かにいらっしゃいます。ただ、空家が存在するということが悪いということではなく、適切に管理されず周辺環境に悪影響を及ぼすいわゆる特定空家等が生じることが問題であると認識しております。したがって、まずは、空家所有者の方々に対して、空家を適切に管理していただくよう周知、お願いをしてまいりたいと考えております。空家等の解体を促進するための補助の具体的な内容については、今後検討してまいります。

【坪井（孝）委員】

空家の7割が耐震対策を行っていないということですが、今後空家を有効利用するためには耐震化が必要であると思います。その辺りが計画には記載されていないため、今後空家をどうしていきたいのかがよくわからない。た

だ単に適切な管理をと言われても、崩れないように常に何をしていくのか、いまいち明確ではないと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

【事務局（都市政策係長）】

適切な空家の管理方法については、今後、家屋を所有されている方を中心に周知をさせていただきたいと考えております。

【事務局（産業建設部長）】

空家については、所有者の方に管理していただくというのが前提でございます。耐震基準を満たさない空家については、危険ということもございますので、町が補助をするということも解決方法の1つとして検討する余地はあるのではないかと考えております。

空家の活用については、町に相談窓口を設け、不動産のプロの方にご協力いただいたり、空家バンクを活用したりすることによって、色々な相談に対応してまいりたいと考えております。

【水野委員】

今、町内に160件の空家があるという話ですが、空家の中には所有者が遠方に住んでいるということもあります。台風が来る場合など、東京や大阪から空家を点検に来るとするのは現実的にはあり得ないため、空家による被害が心配ですが、そういったことについて計画で考えているのでしょうか。

【事務局（産業建設部長）】

空家については、所有者の方に管理していただくというのが前提でございますので、町内にある160件の空家を町が管理することではなく、所有者の方に適切に管理していただくように町が計画を持って対処するということでございます。ただ、適切な管理ができない方も中にはいらっしゃると思います。これについては、他市町村では、シルバー人材センター等に管

理を委託するという事例もございます。そういった方法も含めて、相談に対応できる体制を今後しっかり取るということでご理解いただきたいと思います。

【水野委員】

概要版にある空家等対策に関する方針・方向性の(8)その他に、「事案によっては近隣住民や自治会等の協力を得る対応を検討する」と記載がありますが、空家にも個人情報があります。空家ということについて、近隣住民や自治会長に、どのように告知するのでしょうか。

【事務局（都市政策係長）】

ご質問がありました方針につきましては、基本的に近隣住民の方や、自治会さんから苦情があった場合のことを想定しております。その場合も、個人情報に関わる所有者とのやり取り等については、町で対応させていただきます。

ただ、全国的に見ますと、様々な事案がございます。近隣の住民の方や自治会さんから、ここが危険であるという声が上がってきた際に、もしかしたら何かご協力をお願いすることがあるかもしれないということでご理解いただければと思います。

【事務局（産業建設部長）】

特に現時点で、自治会さんなどにこれをお願いしたいということではございません。事案によっては、ご相談をしてご協力いただくこともあるかもしれないというレベルの内容でありますので、その辺はお含み置きしていただきたいと思います。

【会 長】

他によろしいでしょうか。

【委員】

(質疑なし)

【会長】

他にご意見もないようですが、この機会に委員の皆さまから何かご意見がございましたらお聞きしたいと思います。

【委員】

(質疑なし)

【会長】

それでは、長時間にわたりましてご熱心に討議いただきましてありがとうございました。皆様のおかげで、本日の議事について滞りなく終了することができました。今後ともご協力のほどよろしくお願いします。

10 閉 会

【町長】

本日は熱心なご審議をいただきまして本当にありがとうございました。町民の皆さまにご協力いただき、魅力ある豊山町の実現につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。本日ご審議いただきました事案につきましては、精力的に進めてまいりますので、今後の審議会の運営もよろしくお願いしたいと思います。本日は、誠にありがとうございました。

上記のとおり令和元年度第2回豊山町都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者1人が署名する。

令和2年2月25日

会 長 青 山 克 己

署 名 人 坪 井 玲 子